

岩手県告示第838号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市衣川区及び西磐井郡平泉町地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年11月5日から平成26年3月14日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（1級基準点測量及び3級基準点測量）